

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
- ……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ……………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………
- ……………(環境局総務部環境政策課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………六
- 特定開発行為に関する対策工事等の完了……………
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………七
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七
- 全国自治宝くじの発売中止 (三件)……………
- ……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………八

告示

●東京都告示第六十一号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和四年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 公聴会を行う日時 令和四年二月二十四日(木曜日)午後二時から
 - 二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎三階建設工事紛争審査会室
新宿区西新宿二丁目八番一号
 - 三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三三三四
 - 四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため
- 建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
 所氏名 東京都
 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号
 公益財団法人 東京都公園協会
- 建築敷地 江戸川区臨海町六丁目二番一ほか
 地域地区 第一種中高層住居専用地域、準防火地域及び第一種高度地区
- 工事種別 水族館、宿泊施設、増築
 及び用途 休憩所、庁舎、物品 水族館の附属建物、既存建築物の概要 申請の概要

販売業を営む店舗及び自動車庫 職員用休憩所、園内バスの停留所の上屋、物品販売業を営む店舗及び駐車場詰所

敷地面積 約七六九、九四八平方メートル 増減なし

建築面積 約二七、〇六三平方メートル 約三四二平方メートル

延べ面積 約四九、三二六平方メートル 約三四二平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄骨造ほか
 ほか 地上三階ほか 地上一階

高さ 三〇・七二メートル 四・〇〇メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

●東京都告示第六十二号
 次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和四年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 商号 株式会社惠勝不動産

二 代表者氏名 代表取締役 粕谷 勝之

三 主たる事務所の所在地 台東区上野七丁目三番二号 GE上野駅前ビル7a号室

四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇一八三九号
 五 免許年月日 平成三十年四月六日

一 商号 日本好房不動産株式会社

二 代表者氏名 代表取締役 太田 聡

三 主たる事務所の所在地 港区南麻布四丁目十四番二号 五F

四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇一三一五号

五 免許年月日 平成二十九年十一月十日

一 商号 建物管理株式会社

二 代表者氏名 代表取締役 吉村 智美

三 主たる事務所の所在地 中央区東日本橋二丁目十三番五号 四F

四 免許証番号 東京都知事(2)第九七一五六号

五 免許年月日 令和元年十月二十四日

●東京都告示第百六十三号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三菱地所株式会社

代表執行役 吉田 淳一

千代田区大手町一丁目一番一号

株式会社TBSホールディングス

代表取締役社長 佐々木 卓

港区赤坂五丁目三番六号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区赤坂二丁目及び六丁目に業務、商業、ホテル、劇場等を含む高層建築物等を建設するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域(特定地域)」に位置している。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和四年二月十六日から同年三月二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課
 港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業は、「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域(特定地域)」における「高層建築物の設置」に該当するため、「東京都環境影響評価条例施行規則」(昭和56年8月東京都規則第134号)第54条に定める環境影響評価の項目の中から、地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.064ppmであり、環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下を上回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は51.2%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.053mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)以下である。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は18.3%である。</p> <p>なお、工事の施行中は、建設機械の稼働による寄与率を少なくするため、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を採用するように努めるとともに、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働を図るよう努める。また、建設機械の待機時のアイドリングストップの走行等、環境保全のための措置を徹底する。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働による寄与率は大きいながらも、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されると考えられる。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.042ppmであり、環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)以下である。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は1.0~2.5%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.041mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)以下である。また、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.042ppmであり、環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)以下である。また、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1~0.2%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.041mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)以下である。また、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>《工事の完了後》</p> <p>【駐車場の使用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.042ppmであり、環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)以下である。また、駐車場の使用に伴う寄与率は1.6%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.041mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)以下である。また、駐車場の使用に伴う寄与率は0.1%である。</p> <p>なお、駐車場内にアイドリングストップの看板を設置するなど、アイドリングストップの周知を図る。</p> <p>以上のことから、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準を下回り、さらに、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、駐車場の使用に伴う大気質への影響は、より一層低減されると考える。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.042ppmであり、環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)以下である。また、熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.1%である。</p> <p>以上のことから、熱源施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動】建設作業の騒音レベル(L_{eq})の敷地境界での予測結果は、解体工事で82dB、山留工事で78dB、杭・構真柱工事で77dB、土工事で79dBとなり、「騒音規制法」(昭和43年6月法律第98号)に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準(85dB)及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年12月東京都条例第215号)(以下「環境確保条例」という。)に基づく指定建設作業に係る騒音の報告基準(80dB)または85dBを下回る。</p> <p>建設作業の振動レベル(L_{v0})の敷地境界での予測結果は、解体工事で57dB、山留工事で68dB、杭・構真柱工事で66dB、土工事で63dBであり、「振動規制法」(昭和51年6月法律第64号)に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準(75dB)及び「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る振動の報告基準(75dB)または70dBを下回る。</p> <p>なお、工事の施行中は、建設作業騒音及び建設作業振動を極力小さくするため、工事工程の平準化及び建設機械の効率化などにより、建設機械の稼働に伴う影響のさらなる低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設作業騒音レベル(L_{eq})、建設作業振動レベル(L_{v0})は報告基準を下回り、さらに、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び建設作業振動の影響は低減されると考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】道路交通の騒音レベル(L_{eq})は昼間で65~67dB、夜間で60~64dBであり、No.3において環境基準を上回る。また、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加は昼間で1~2dB、夜間で1未満~1dBである。</p> <p>道路交通の振動レベル(L_{v0})は、昼間で45~53dB、夜間で43~51dBであり、「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加は、昼間で2~3dB、夜間で1~3dBである。</p> <p>なお、工事の施行中は、適切な車両の運行管理により、工事用車両の集中化を避けるよう努める等、環境保全のための措置を徹底することにより、特にNo.3における道路交通騒音及び道路交通振動による影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び道路交通振動の影響は小さいと考える。</p>
2. 騒音・振動	

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 日影	<p>《工事の完了後》 計画建築物により、日影規制対象区域内には2時間以上の日影が生じないと予測され、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（昭和53年7月、東京都条例第63号）に定める日影規制（2.5時間）を満足している。</p> <p>また、地点Aでは、計画建築物により夏至日に約1時間0分増加し、春秋分日に約1時間40分、冬至日に約50分の日影時間が減少すると考える。地点Bでは、夏至日に約1時間50分、春秋分日に約1時間40分、冬至日に約1時間10分の日影時間が増加すると考える。</p> <p>なお、今後の詳細設計で建物頂部の形状を検討する際、日影の影響の軽減についても配慮する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を満足すると考える。</p>
4. 電波障害	<p>《工事の完了後》 地上デジタル放送の反射障害は生じないものの、遮へい障害は計画地から南西方向に生じると予測される。また、衛星放送の遮へい障害は、計画地から北東方向及び北北東方向に生じると予測される。</p> <p>テレビ電波の遮へい障害が生じると予測される地域については、工事の進捗に応じてCATVの活用、共同受信施設の設置、アンテナ設備の改善等の適切な措置を講じることから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」は満足できるものと考ええる。</p>
5. 風環境	<p>《工事の完了後》 計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、概ね領域A(住宅地相当)及び領域B(低中層市街地相当)である。</p> <p>計画建築物建設後(対策前)は、一部において領域C(中高層市街地相当)が新たに生じることが、適切な防風対策を実施することにより、建設後(対策後)は、この新たに領域C(中高層市街地相当)になった地点は、全て領域B(低中層市街地相当)になると予測される。</p> <p>以上のことから、適切な防風対策を行う等環境の全のための措置を徹底すること、また、工事の完了後に適切な調査地点を選定した上で風向・風速の現地実測調査を実施することにより、環境保全のための措置の効果を確認し、必要に応じて対策を実施することで、計画地周辺における風環境に著しい影響を及ぼすことはないものと考ええる。</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>《工事の完了後》 【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 主要な景観の構成要素は、現状では計画地内は中高層の建築物、計画地周辺は中高層の建築物、公園等であり、工事の完了後は、計画地内は高層建築物、計画地周辺は現状と同じである。そのため、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと予測される。</p> <p>また、東側の計画地内には、大規模なオープンスペースを整備するとともに、東側及び西側の計画地内の敷地外周部には、計画建築物を取り囲むように緑地を配置することにより、魅力ある新たな緑化空間が形成されると考える。計画建築物のうち東館は南北に長くすることにより、赤坂駅をはじめとした都道413号(赤坂通り)の北側からの景観に配慮し、西館は上層階をセットバックさせた建物形態にすることにより、この地域の中高層建築物とのスケール感の調和をとり、風格ある都市景観の形成に寄与するものと考ええる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「空地を整備するとともに、周辺と調和した建物形態とし、魅力ある景観を形成する」及び「都心部を中心とする風格のある景観の形成を進める」を満足するものと考ええる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 工事の完了後は、近景域では、周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観が形成されると予測される。中景域では、周辺の中高層建築物と調和した風格のある都市景観が形成されると予測される。遠景域では、周辺の既存建築物と一体となったスカイラインが形成されると予測される。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「空地を整備するとともに、周辺と調和した建物形態とし、魅力ある景観を形成する」及び「都心部を中心とする風格のある景観の形成を進める」を満足するものと考ええる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 工事の完了後の計画建築物の形態率は24.0～48.2%であり、状況(計画地内既存建築物)と比較して7.8～20.0ポイント増加するが、敷地外周部に高木を主体とした植栽を行うことなどにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考ええる。</p>

●東京都告示第百六十四号

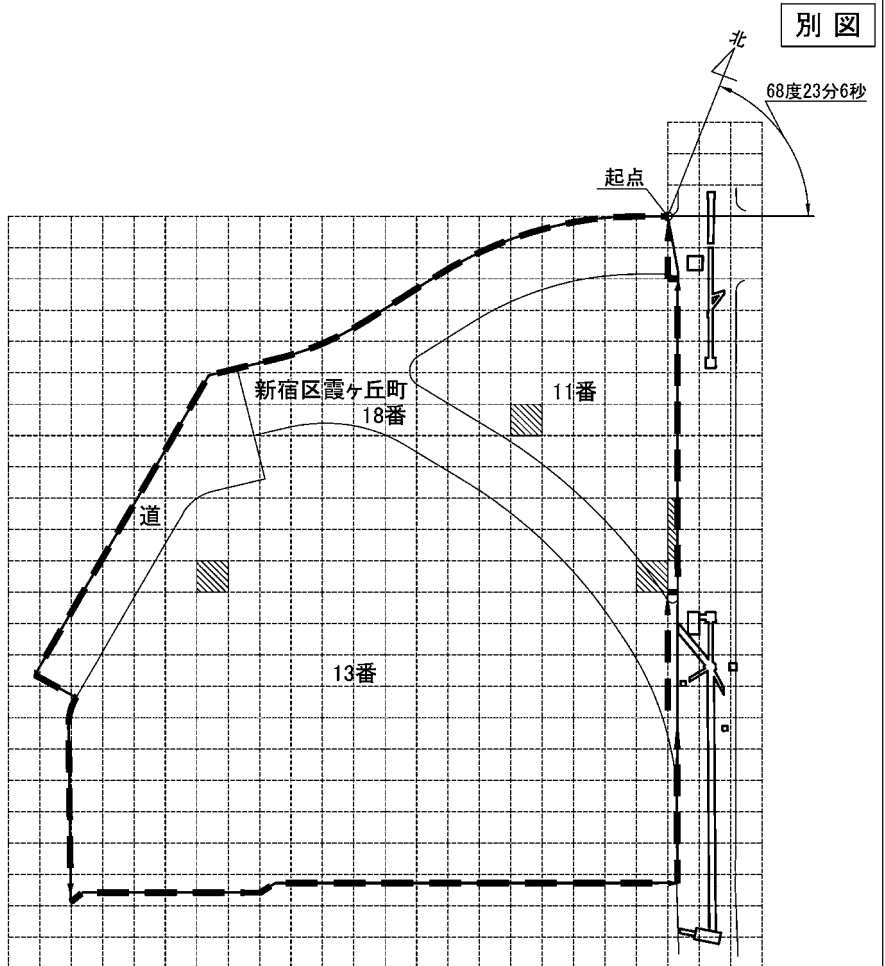
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区霞ヶ丘町地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 凡例
- 単位区画
 - 筆境界
 - - - - 調査範囲
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域

起点
 起点は、次の座標の位置とする。
 (X座標：-35770.550、Y座標：-10565.315)
 ※本座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。

格子の回転角度(68度23分6秒)
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して、10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百六十五号

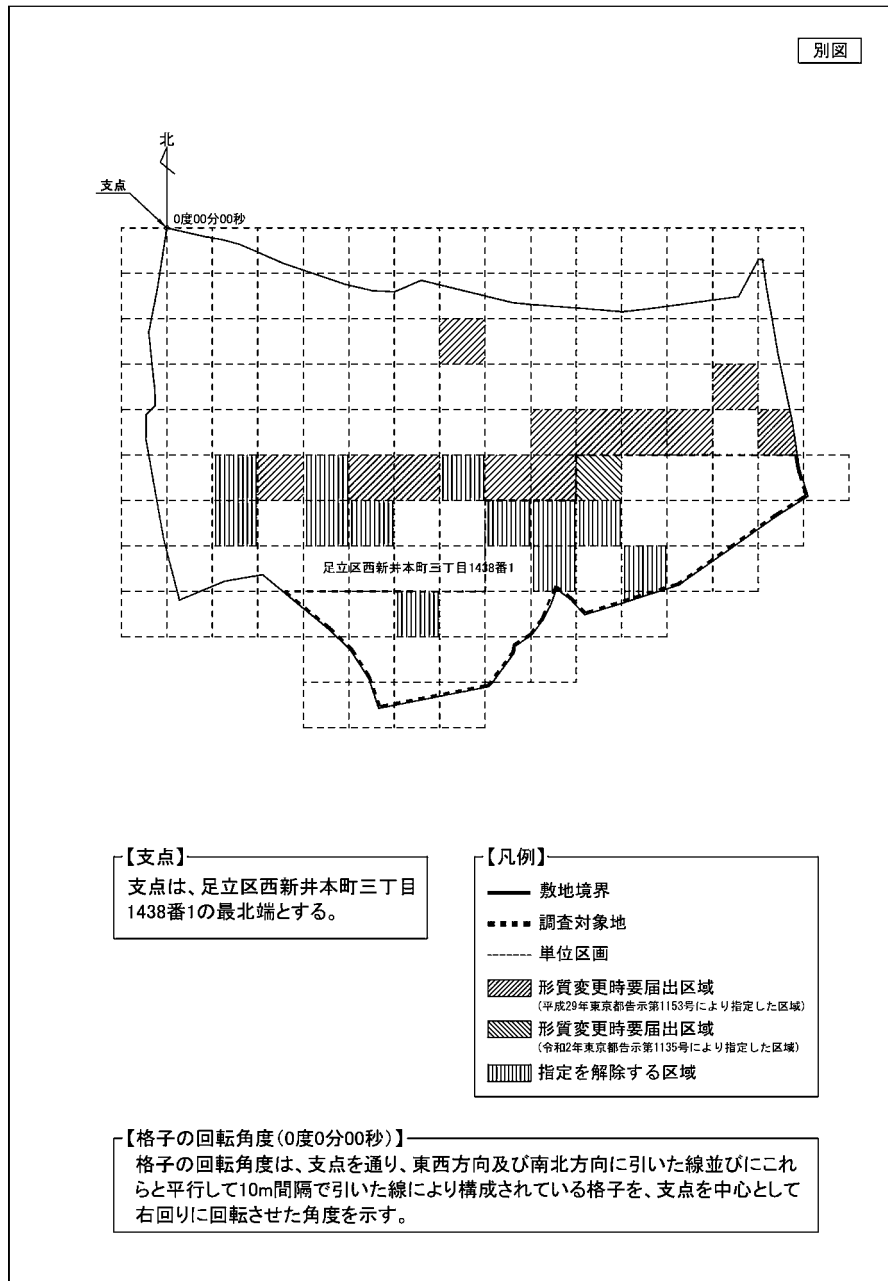
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一
第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千五百
三号及び令和二年東京都告示第千三百三十五号により指
定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項に
準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告
示する。

令和四年二月十六日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区西新井本町三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



公 告

特定開発行為に関する対策工事等の完了につ
いて

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項の
規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事
等は、完了した。

令和四年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

目黒区大橋二丁目六百八十三 中央区八重洲一丁目九番九
番二十九及び同番三十七、同 号
番四十の各一部 東京建物株式会社
代表取締役 野村 均

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年二月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

小平市花小金井四丁目二百五 武蔵野市境二丁目二番二号
十四番五及び二百五十五番 株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百十八号
 令和三年三月八日付全国自治宝くじ事務協議会告示第三百八十八号で告示した当せん金付証券の発売について、次のとおり発売を中止する。
 令和四年二月十六日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

中止する当せん金付証券

一 名称

第一回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

令和四年三月一日から同月三十一日まで

二 発売期間

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百十九号
 令和三年三月八日付全国自治宝くじ事務協議会告示第三百八十九号で告示した当せん金付証券の発売について、次のとおり発売を中止する。
 令和四年二月十六日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

中止する当せん金付証券

一 名称

第二回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

令和四年三月一日から同月三十一日まで

二 発売期間

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百二十号
令和三年三月八日付全国自治宝くじ事務協議会告示第三百九十号で告示した当せん金付
証票の発売について、次のとおり発売を中止する。
令和四年二月十六日

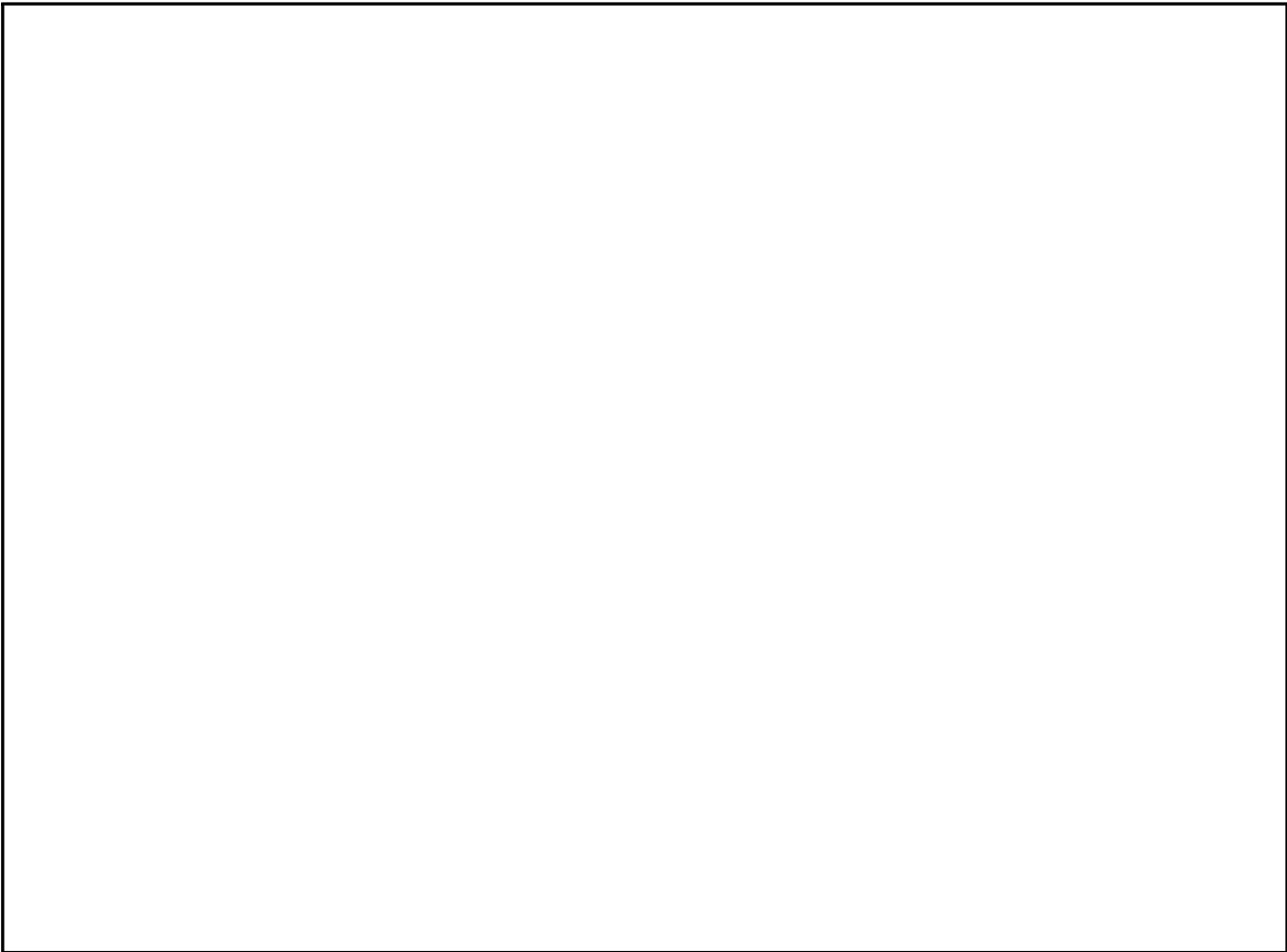
全国道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

中止する当せん金付証票
一 名称 第三回インターネット専用全国自治宝くじ（クイック
ワン）

二 発売期間 令和四年三月一日から同月三十一日まで



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

